第十一条第一項第一号中「合計数をいう。以下同じ。」を「合計数をいう。」に改め、同項第五号中「その他の中核市及びその他の市町村」を「その他の中核市並びに指定都市、児童相談所設置中核市及びその他の中核市以外の市町村」に改める。

第十一条の二第一項中「0.156」を「0.157」に、「0.157」を「0.158」に改め、同条第二項中「1.19」を「1.20」に、「地域手当の級地（当該級地に係る地域区分は、第11条第１項第１号並びに同条第２項及び第３項の規定の例による。）に係る別表第一に定める率」を「当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地（当該級地に係る地域区分は、第11条第１項第１号並びに第２項及び第３項の規定の例による。）につき別表第一に定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。）」に改め、同条第三項中「0.0760」を「0.0817」に、「0.3」を「0.1」に、「59.39」を「69.14」に、「1.73」を「1.52」に、「平成19年分、平成20年分及び平成21年分」を「平成20年分、平成21年分及び平成22年分」に、「平成18年分、平成19年分及び平成20年分」を「平成19年分、平成20年分及び平成21年分」に改め、同項第一号アの符号β及びγを次のように改める。

β　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成24年総務省令第71号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「改正前の省令」という。）第11条の２第３項の平成23年度分の算式の符号αの率と同一の率

γ　改正前の省令第11条の２第３項の平成22年度分の算式の符号βの率と同一の率

第十一条の二第四項を次のように改める。

４　都道府県の「商工行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

（Ａ－１）×0.1193×Ｃ×Ｄ×0.1＋（Ｂ－１）×0.0676×Ｃ×Ｄ×0.1

Ｃ×Ｄ、（Ａ－１）×0.1193×Ｃ×Ｄ×0.1又は（Ｂ－１）×0.0676×Ｃ×Ｄ×0.1に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式アによつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ア

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式アの符号

α　次の算式Ⅰによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅰ

$$140.85\times\left(\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}\right)+0.521$$

$\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、

$140.85\times\left(\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}\right)+0.521$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

ａ　商業統計調査規則により平成19年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計を平成23年３月31日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｂ　商業統計調査規則により平成16年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計を平成17年３月31日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　改正前の省令第11条の２第４項の平成23年度分の算式の符号Ａ中αの率と同一の率

γ　改正前の省令第11条の２第４項の平成23年度分の算式の符号Ａ中βの率と同一の率

Ｂ　次の算式イによつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式イ

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式イの符号

α　次の算式Ⅱによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅱ

$$37.74\times\left(\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}\right)+2.981$$

$\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、

$37.74\times\left(\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}\right)+2.981$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

ａ　工業統計調査規則によつて調査された平成21年12月31日現在における製造品出荷額等の製造業計（従業者４人以上の事業所に係る統計数値とし、百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｂ　工業統計調査規則によつて調査された平成18年12月31日現在における製造品出荷額等の製造業計（従業者４人以上の事業所に係る統計数値とし、百万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　改正前の省令第11条の２第４項の平成23年度分の算式の符号Ｂ中αの率と同一の率

γ　改正前の省令第11条の２第４項の平成23年度分の算式の符号Ｂ中βの率と同一の率

Ｃ　段階補正係数

Ｄ　普通態容補正係数

第十一条の二第五項中「3.500」を「3.600」に、「95.0」を「94.8」に、「2.500」を「2.600」に、「660,000」を「690,000」に改め、同条第六項中「0.1237」を「0.1218」に、「0.2800」を「0.2759」に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」に、「平成21年」を「平成22年」に改め、「（平成22年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第１号に限る。）」及び「ものの属する」を削り、「1.828」を「1.989」に、「134千円」を「141千円」に、「179千円」を「185千円」に、「3.3」を「6.8」に、「平成10年度」を「平成11年度」に、「平成22年度」を「平成23年度」に改め、同条第七項中「0.0243」を「0.0234」に、「0.3」を「0.1」に、「0.43」を「0.39」に、「1.011」を「0.985」に、「平成19年度から平成21年度まで」を「平成20年度から平成22年度まで」に、「平成20年３月31日」を「平成21年３月31日」に、「平成21年３月31日」を「平成22年３月31日」に、「平成22年３月31日」を「平成23年３月31日」に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成19年度から平成21年度まで」に、「平成19年３月31日」を「平成20年３月31日」に、「3.610」を「3.724」に、「平成21年度における出生数」を「平成22年度における出生数」に改め、同条第八項中「0.201」を「0.228」に、「0.177」を「0.186」に、「0.823」を「0.814」に、「65歳以上人口」を「六十五歳以上人口」に、「平成17年人口で除して得た数」を「人口